

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
道路の供用開始(六二四、六二五・道路課).....	1
平成十八年度砂利採取業務主任者試験の実施(六二六・河川砂防課).....	1
建築基準法による道路位置の指定(六二七・雄勝地域振興局建設部).....	2
公告	
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課).....	2
公安委員会告示	
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習会の実施(一一二・生活安全企画課).....	3

告 示

秋田県告示第六百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年八月十五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二百八十五号	北秋田市米内沢字滝ノ沢上段二番一から滝ノ沢上段三三九番二まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年八月十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年八月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第六百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年八月十五日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県道	秋田御所野雄和線	秋田市河辺豊成字祖神台三六番三地从先から秋田市河辺豊成字祖神台三六番三まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十八年八月十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年八月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第六百二十六号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、次のとおり平成十八年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定に基づき、公告する。
平成十八年八月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所
- (一) 日時 平成十八年十一月十日(金)午前十時から正午まで
- (二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 八階 大会議室

二 試験科目

- (一) 法令
- (二) 砂利の採取に関する法令

- 三 砂利の採取に関する技術的な事項(基本的な土木及び河川工学に関する事項を含む)
- 三 受験資格

四 年齢、性別及び学歴は問わない。

(一) 受験申込みに必要な書類

(二) 秋田県で印刷した所定用紙

(三) 秋田県で印刷した所定用紙

受験願書提出前六月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦十一センチメートル、横八センチメートル(手札形)のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 一枚

五 受験願書及び履歴書用紙の配付

(一) 期間及び時間 土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成十八年八月二十一日(月)から同年十月六日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所 秋田県内の各地域振興局建設部

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間 土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成十八年九月四日(月)から同年十月六日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所 秋田県内の各地域振興局建設部

七 受験手数料

(一) 額 七千六百円

(二) 納付方法 受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

合格発表は合格者に通知して行つほか、平成十八年十二月五日(火)に県庁正面、秋田地方総合庁舎及び各地域振興局庁舎の公告掲示板に掲示するとともに、秋田県公報に登載する。

九 試験結果の開示請求

(一) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(二) 開示請求の受付期間 土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成十八年十二月五日(火)から平成十九年一月四日(木)の午前九時から午後五時まで

(三) 開示する場所 秋田県建設交通部河川砂防課及び秋田県内の各地域振興局

建設部
 試験についての問い合わせ先
 秋田県建設交通部河川砂防課(電話〇一八 八六〇 二五一
 一)又は秋田県内の各地域振興局建設部

秋田県告示第六百二十七号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項
 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建
 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十條の規

定に基づき、公告する。
 平成十八年八月十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 秋田県湯沢市田町二丁目一番三号 湯沢開発 株式会社 代表取締役 高橋 義明	道路の位置の指定箇所 湯沢市字祝田百五十二番四、百五十三番四	道路の延長 二十六・四九メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年八月三日
---	-----------------------------------	---------------------	----------------	--------------------

公 告

一 公有財産の売却について次のとおり一般競争入札を行うので
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の
 六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城
 一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	能代市景林 町三九番五	宅地	二二六・七五	六、八二八、〇〇〇
二	秋田市下新 城中野字街 道端西 二四一番四 六九及び二 四一番四七	山林	七、七二六・ 二〇〇	一七、一五〇、 〇〇〇
三	男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九 番一	宅地	五四四・四八	一一、五三三、 〇〇〇

九	八	七	六	五	四
湯沢市山田 字上二井田 七一番二二	にかほ市象 潟町字浜山 一一六番一 四二	仙北市角館 町川原町二 二番一	大仙市大曲 須和町二丁 目七五七番	男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九 番三	男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九 番一
建物及 び付帯	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地
一九三・八二	五九六・六五	六三〇・八五	六六六・九九	五四四・四九	七三〇・二四
〇〇	四、一二〇、 〇〇	八、八九五、 〇〇	二五、六七九、 〇〇〇	一一、九六八、 〇〇〇	一一、二二一、 〇〇〇

番号	場 所	期 間
一	秋田県山本地域振興局 総務企画部総務経理課 (電話〇一八五 五二 六二〇三)	平成十八年八月十五日 (火)から八月二十五日 (金)まで(日曜日及び 土曜日を除く。)の午前 九時から午後五時まで
二、五	秋田県出納局会計管財 課 (電話〇一八 八六〇 二七三六)	平成十八年八月十五日 (火)から九月五日(火) まで(日曜日及び土曜日 を除く。)の午前九時か ら午後五時まで
六、七	秋田県仙北地域振興局 総務企画部総務経理課 (電話〇一八七 六三 五二二三)	平成十八年八月十五日 (火)から九月七日(木) まで(日曜日及び土曜日 を除く。)の午前九時か ら午後五時まで
十 三	羽後町田代 字禁九一番宅地 二八六・二二	八五〇、〇〇〇

八	秋田県由利地域振興局 総務企画部総務経理課 (電話〇一八四 二二 五四三二)	平成十八年八月十五日 (火)から九月八日(金) まで(日曜日及び土曜日 を除く。)の午前九時か ら午後五時まで
九、十	秋田県雄勝地域振興局 総務企画部総務経理課 (電話〇一八三 七三 八一九七)	平成十八年八月十五日 (火)から八月二十八日 (月)まで(日曜日及び 土曜日を除く。)の午前 九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県山本地域振興局 分館第一会議室	平成十八年八月二十八日 (月)午前十時三十分
二、五	秋田県出納局会計管財 課 入札室	平成十八年九月六日(水) 午前十時三十分
六、七	秋田県仙北地域振興局 第三小会議室	平成十八年九月八日(金) 午前十時三十分
八	秋田県由利地域振興局 第一会議室	平成十八年九月十一日 (月)午前十時三十分
九、十	秋田県雄勝地域振興局 第一会議室	平成十八年八月二十九日 (火)午前十時三十分

- 四 入札に参加する者に必要な資格
 入札参加申込書を二二掲げる期間内に二二掲げる場所に提出
 した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する
 者を除く。)
 五 入札参加申込みに必要な書類等
 (一) 個人の場合
 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が

発行するもの)

- (二) 法人の場合
 印鑑及び登記簿の謄本
 六 入札保証金に関する事項
 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行
 の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入する
 ものとする。
 七 入札の無効
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六
 六条に規定するものとする。
 なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
 八 その他
 詳細は二二に掲げる秋田県警察本部総務課(電話〇一八
 六〇 二二三六)に照会する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第112号
 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第
 22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下
 「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備
 業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則
 (平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する
 講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管
 理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則
 第2号)第2条の規定に基づき、公示する。
 平成18年 8月15日

秋田県公安委員長 大 瀧 宏 道

- 1 講習実施期間及び場所
 (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
 ア 実施期間
 平成18年9月19日(火)から同月22日(金)までの4
 日間
 イ 実施場所
 秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
 (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
 ア 実施期間
 平成18年10月3日(火)から同月5日(木)までの3
 日間
 イ 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

- 2 受講定員
 30人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。)
 3 受講資格者
 警備業法の一部を改正する法律による改正前の警備業法第
 11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任
 者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を保有する者で、
 本講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選
 任されている者若しくは選任される予定の者
 4 受講申込手続
 (1) 受付期間
 ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
 平成18年8月21日(月)から同月25日(金)までの午
 前9時から午後5時までの間
 イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
 平成18年9月4日(月)から同月8日(金)までの午
 前9時から午後5時までの間
 (2) 受付場所
 県内の各警察署
 (3) 提出書類
 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
 イ 旧資格者証の写し
 ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
 5 講習手数料
 (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
 23,000円
 (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
 14,000円
 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
 6 その他
 (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分
 までとする。
 (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
 (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了審査を行い、講
 習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証
 明書を交付する。
 (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課
 (電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察
 署生活安全課に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六〇〇五
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubararansetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄